

門真市困窮者及び生活保護受給者就労支援事業等業務委託募集要領

上記業務委託を実施するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集します。

令和7年12月15日

1 事業の趣旨・目的

門真市では、生活困窮者及び生活保護受給者の就労支援の充実を図るために門真市生活困窮者就労準備支援事業及び門真市就労支援等事業を実施するとともに、就労、家計など様々な面から自立に向けた包括的な支援を提供するため、門真市家計改善支援事業を実施しています。

門真市生活困窮者就労準備支援事業については、生活困窮者の経済的な自立に向けた一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図ることができるようとする等といった日常生活及び社会生活の自立に向けた支援から、就労体験機会の提供等を行いつつ一般就労に向けた技法や知識の習得を促す等の就労自立に関する支援までを、計画的かつ一貫して実施しています。

門真市就労支援等事業については、生活保護受給者のうち、稼働年齢層で稼働能力を有し、就労していない方及び就労しているが稼働能力を十分に発揮できていない方に対し、適切な助言等を行う就労相談、職業能力向上等のための訓練や就労に結びつきやすい業種の求人紹介及び就労後の職場適応支援や職場定着支援及び離職防止等までの総合的な支援を行いながら、その世帯の自立の促進を図り、生活の安定及び福祉の増進に寄与することを目的としています。

門真市家計改善支援事業については、家計に課題を抱える生活困窮者の家計の状況を明らかにして、必要な情報提供や専門的な助言指導を行うことにより、早期に生活が再生されることを目的としています。

上記の生活困窮者就労準備支援事業、生活保護受給者就労支援等事業及び家計改善支援事業が密に連携しながら、それぞれのセーフティネットとしての役割を補完することができるよう、各事業を一括して民間事業者に委託するため、下記のとおり公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を実施しますので、参加者を募集します。

2 業務概要

- (1) 委託名 門真市生活困窮者及び生活保護受給者就労支援事業等業務委託
- (2) 委託内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）まで
- (4) 実施場所
 - ① 門真市生活困窮者就労準備支援事業
〒571-0064
門真市御堂町14-1（門真市保健福祉センター1階 相談室1）
〒571-8585
門真市中町1番1号 門真市役所本館1階
就職支援「かどま」（ハローワークコーナー）の一部
 - ② 門真市就労支援等事業
〒571-8585
門真市中町1番1号 門真市役所本館1階
 - ・就労支援相談室
 - ・就職支援「かどま」（ハローワークコーナー）の一部
 - ③ 門真市家計改善支援事業
市庁舎内の市が指定する場所
- (5) 提案限度価格（令和8年度から令和10年度の3年間）
129,190,900円（消費税及び地方消費税を除く。）
※事業実施に必要な一切の費用を含みます。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生

手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) その他前各号に掲げる要件に類し、参加することが著しく不適当と認められる者でないこと。
- (7) 本市の令和7年度の一般委託入札参加資格者名簿に登録していること。
- (8) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条に規定する有料職業紹介事業の許可を受けていること。
- (9) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマークを取得しており、現在も保持していること。
- (10) 令和2年4月1日から受付締切日までに国若しくは他の地方公共団体と契約金額が、本業務の提案限度価格（税込142,109,990円）と同額以上又は同期間に内に本市と契約金額が、本業務の提案限度価格の半額（税込71,054,995円）以上の同種業務の契約を締結し、誠実に履行したこと。

4 参加手続

(1) 募集要領等の配布

募集要領等は本市ホームページ（<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>）の「入札・契約情報」からダウンロードで配布するほか次のとおり交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に規定する日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 交付場所

門真市中町1番1号 門真市役所 本館1階

門真市保健福祉部福祉政策課

(2) 募集要領等に対する質問がある場合には、次のアに定める期間に次のイの問合せ先へ質問書（様式1）を使用して、FAX又は電子メールにて質問すること。また、FAX又は電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をすること。

ア 期間

令和7年12月15日（月）から令和7年12月24日（水）午後5時30分まで

ただし、送信後の電話確認については、午前9時から午後5時30分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に行うこと。

イ 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 本館1階

保健福祉部 福祉政策課

担当：新谷

電話 06（6902）1231（代表）（内線3311）

06（6902）6093（直通）

FAX 06（6905）3264

E-mail : fukusei@city.kadoma.osaka.jp

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年1月6日（火）までに随時本市ホームページ（<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>）に掲載します。ただし、質問が無い場合は掲載しません。

(3) 提出方法等

ア 提出期間 令和7年12月15日（月）から令和8年1月9日（金）（土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除

く。)までとする。郵送の場合、到達期限は同日必着とする。提出期間以外に提出された提出書類は、いかなる理由があっても受理しない。

イ 提出先及び提出方法

4 (2)イと同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ウ 提出書類

(ア) 参加申込書（様式2）

(イ) 3(10)の条件を満たす実績を確認することのできる書面（契約書等）の写し

(ウ) 会社概要（任意様式）

(エ) 有料職業紹介事業許可証の写し

(オ) プライバシーマークを取得していることが分かる書類

(カ) 労働局の受理印のある就業規則の写し及び業務従事予定者の給与額の分かる給与規程（金額が分かる給料表を添付すること）又はそれに代わるもの

の写し

5 参加資格確認結果通知の交付

提出書類に基づき審査した結果、参加資格要件を満たすと認めた者をプレゼンテーション選定の対象者とし、令和8年1月中旬に結果通知書を電子メールにて通知する。

なお、通知を受けてからプレゼンテーション審査日までに参加資格の要件を欠く事由が生じた場合は参加できない。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月20日（火）（土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）までとする。郵送の場合、到達期限は同日必着とする。なお、企画提案書を提出した後で辞退する場合についても、取下書（様式第4号）を提出すること。

(2) 提出先及び提出方法

4 (2)イと同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(3) 提出書類

ア 提案書（様式第3号）に企画提案書を添付

イ 見積書兼経費内訳書（消費税及び地方消費税を除く。）

(4) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

(5) 提案事項

別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

7 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。開催日時、場所については、別途通知する。

ア 審査方法

- i プレゼンテーションによる質疑応答
- ii 所定時間はプレゼンテーション20分、質疑応答20分程度とする。
- iii 説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする
(データ活用可)

イ 注意事項

- i プロジェクター、スクリーン及びポインターは市で準備する。ただし、パソコンは各事業者で準備すること。
- ii プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできないものとする。
- iii 参加人数は、1提案者4名までとする。
- iv プレゼンテーション当日に新たな説明資料を追加することはできないものとする。
- v 指定の時間に正当な理由なく不参、遅延した場合には、審査対象から除外する。
- vi 指定した日時の変更はできないものとする。

(3) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な選考を行うものとする。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(1)評価基準の総合点が最も高い者を、受注候補者と

して選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、次の順位で優位に評価するものとする。

①審査項目「各事業及び求人開拓業務の内容に係る提案」における得点が高い者

②審査項目「支援体制（従事者の資格、経験及び業務間の連携等）に係る提案」における得点が高い者

③提案価格が低い者（内容評価の項目において、順位が決定しない場合）

ウ ア、イにかかわらず、総合点が6割未満の場合は、受注候補者として選定しない。

(5) 失格となる受託候補者

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 記名又は押印を要する書類にあっては記名又は押印を欠いた書類を提出した場合

キ 参加資格を満たしていない場合

ク 参加期日までに所定の書類が整わなかった場合

ケ 「提案書等」の提出関係書類を複数案提出した場合

コ 提出期限を過ぎて必要書類及び提出資料が提出された場合

サ 事業者募集中、選定中及び契約締結までに応募資格を満たさなくなった場合

シ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

ス 価格提案書の金額が2(5)の提案限度価格を超える場合

8 選定結果の通知・公表

受注候補者選定後、受注候補者に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知後すみやかに、下記項目において本市ホームページの「入札・契約情報」にて

次の内容を公表する。

- (1) 受注候補者及び次点候補者名及び総合点
- (2) 会議録

9 契約手続

- (1) 受注候補者と門真市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、随意契約により契約を締結する。なお、予定価格150,000,000円以上の建設工事等の場合は、議会の議決が必要となるため、仮契約を締結し、議会の議決を得た後に本契約を締結する。ただし、受注候補者として確認され仮契約を締結した後であっても、本契約としての効力が生じるまでの間に契約を締結することが適切でない事情が生じたときは、仮契約を解除する。
- (2) 契約の締結に際しては、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めること。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 支払条件

月額の委託料は年額の委託料を12ヶ月で分割して算定し、その結果、生じた端数額については、契約期間の最終月で調整します。

なお、支払条件は毎月払とし、受注者から適正な請求書を受理した日から、30日以内に委託料を支払うものとします。

- (4) 契約規則の閲覧

門真市契約に関する規則については、本市ホームページ(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>)で閲覧することができる。

- (5) 受注候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とすることができる。
- (6) 契約金額の決定に当たっては、価格交渉の後、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、受注候補者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書の金額とすること。

10 プロポーザルの延期又は中止

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、本プロポーザルを中止します。

- ア 参加申込受付締切りの結果、参加申請者が 1 に満たない場合
- イ 参加資格の事前審査の結果、参加を認めた者の数が 1 に満たない場合
- ウ 審査の結果、受注候補者となるべき者がいなかった場合
- エ 天災等、特別の事情がある場合

(2) 天災等、その他特別の事情がある場合は各期日を延期することがあります。

11 その他

- (1) 参加申込書の提出後に取下する場合は、取下書（様式第 4 号）により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1 者につき 1 提案に限る。
- (3) 参加申込書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申込書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (6) 提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却しないこととする。
- (7) 応募書類の審査内容に関する質問及び異議申し立てには、一切応じない。
- (8) 公文書開示請求があった場合は、提出書類を門真市情報公開条例に基づき公開をすることができるものとする。
- (9) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (10) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。
- (11) 参加申込書の提出後、契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、参加資格の要件を欠く事由が生じた場合は、必要な措置を講じるものとする。
- (12) 門真市行政財産使用料条例（平成 16 年 12 月 27 日門真市条例第 18 号）に基づき算出する業務環境等にかかる使用料を門真市へ支払うものとします。
また、本業務を履行するにあたり使用する市有動産については、契約書に定める賃貸料を門真市へ支払うものとします。

参考：令和6年度行政財産使用料等

(生活困窮者就労準備支援等事業) (就労支援等事業)

建物使用料 124,840円

建物使用料 169,420円

光熱水費 43,845円

光熱水費 95,854円

(13) 本業務に使用する、携帯電話、パソコン、プリンター、事務机、カウンター、パーテーション等の什器及び自転車等の必要な備品については、受託者側の責任において準備及び使用するものとします。また、それらの什器を使用する際には、門真市行政財産が毀損・滅失等しないよう最善の注意を払ってください。

なお、業務実施場所においては、インターネット環境は整備されていないため、業務にあたっては、受託者側においてインターネットに接続可能な環境を用意してください。

また、用意等にかかる一切の費用は委託料に含むものとします。なお、門真市保健福祉センターにおいては、有線でのインターネット回線の引き込みは不可とします。

スケジュール ※スケジュールは変更になる場合があります。		
令和7年	12月15日(月)	募集・質問・企画提案書の受付開始
	12月24日(水)	質問受付の締切り
令和8年	1月6日(火)	質問回答の公表 (準備が整ったものから随時公表します。)
	1月9日(金)	応募申込みの締切り
	1月20日(火)	企画提案書提出の締切り
	1月中旬	参加資格確認結果通知
	1月23日(金)	プレゼンテーション・質疑応答
	1月28日(水)	プレゼンテーション・質疑応答の予備日
	1月下旬	結果公表→契約締結→準備期間
	4月1日(水)	事業開始

12 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 本館1階

門真市保健福祉部福祉政策課

担当：新谷

電話 直通 06 (6902) 6093

大代表 06 (6902) 1231 (内線3311)

代表 072 (885) 1231 (内線3311)